# 令和6年度小海線利用促進·魅力発信業務 仕様書(案)

この仕様書は、長野県佐久地域振興局(以下「委託者」という。)が行う令和6年度小海線利用 促進・魅力発信業務を委託するにあたり、その仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和6年度小海線利用促進・魅力発信業務

### 2 業務の目的

佐久地域を南北に走る JR 小海線は、高校生や観光客等様々な方々の移動を支える地域の公共交通として重要な役割を果たしている一方で、利用客数は減少傾向にあることから、更なる魅力発信、利用促進を行う必要がある。

本業務では、佐久地域が転入者の多い地域であることを踏まえ、小海線を利用したことのない移住者等を主な対象として、小海線の魅力を紹介するガイドブックを作成するとともに、佐久地域内外の方々に効果的に小海線の魅力を発信するため、地域住民等が小海線に関して SNS で発信するよう促進する。

### 3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行うこと。

- (1)長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関係法令及び通達

### 4 委託契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日(金)まで

# 5 委託業務内容

以下の業務について、委託者と協議の上で実施すること。

- (1) HowTo 小海線ガイドブック (仮称) の作成
  - ①業務内容

移住者をはじめとした住民や観光客の小海線の利用促進を図るため、小海線の魅力や乗り方・楽しい使い方など在住者では気づかない移住者の目線も取り入れた小冊子を作成する。

- ②ガイドブック作成上の留意点
  - 写真やイラスト等を用い、親しみやすいデザインとすること。
- ③ガイドブックの利用想定場面
  - ・市町村窓口で転入者へ冊子配布
  - ・移住相談会等で移住希望者に冊子配布
  - ・県HP等で電子データ掲載
- ④業務完了時に提出する成果品は以下のとおりとする。
  - ・紙媒体 3,000 部、B6 判以上、30 ページ以上、フルカラー
  - ・電子データ イラストレーターなど2次利用が可能な形式及びPDF
- ⑤納品日
  - ・令和7年1月15日(水)までに納品すること。
  - ・完成までに委託者による内容確認及び修正指示の機会を設けること。(3回程度)
- (2) 小海線に係る SNS 発信の促進
  - ①業務内容

ハッシュタグキャンペーン等により、地域住民等(企業・店舗・施設・各自治体及び 関連団体を含む)が SNS で自ら小海線の魅力を発信するよう促進する。

### ②SNS 及び投稿件数について

- ・SNS としては X、Instagram、Facebook、TikTok、YouTube を想定している。ただし、 提案により特定の SNS のみで発信を促進することも可能。
- ・目標投稿件数は合計で50件以上を想定している。

### ③留意点

- ・受託者は本事業による投稿数をハッシュタグ等により把握し、投稿内容を印刷した ものを委託業務完了報告書に添付すること。
- ・インセンティブとなる景品代や発送費用等が必要な場合は委託料の中に含めること。
- キャンペーン期間は提案に含むものとする。

## 6 委託者への報告

(1) 事業実施計画書

受託者は、本業務の委託契約締結時に、事業実施計画書及び実施体制表(いずれも様式任意)を委託者に提出すること。なお、事業実施計画書等に変更がある場合は、あらかじめ変更後の事業実施計画書等を添えて委託者に協議すること。

(2) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求があった場合は、速やかに進捗状況を報告するものとする。

(3) 委託業務完了報告書

受託者は、業務完了時に、委託者に業務完了報告書を書面により提出すること。

# 7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 情報セキュリティの確保

委託業務の履行に当たり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を認識し、情報の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

(2) 個人情報の取得・保護・管理等

受託者は、個人情報の保護について十分留意し、流出・損失を生じさせないこと。

(3)業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。 ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議により業務の一部を委託することができる。

(4) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

- (5) 成果品が他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- (6) 本事業に関する所有権や著作権は原則として全て委託者に帰属すること。(著作権法第 27条及び第28条の権利を含む)

ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術等に関する権利等 (以下「権利留保物」という。)については、受託者に留保するものとし、この場合、委託 者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できることとすること。

(7) 成果品に関して、受託者以外の者との間で著作権等に係る問題が生じた場合は、すべて 受託者の責任において処理する。

#### 8 その他

(1) 前項までの条件が満たされない場合、一部の事業費を対象の経費と認めず、減額する場合がある。

- (2)受託期間中は受託業務全般を把握している担当者を置き、受託期間中は受託業務全般を把握している担当者を置き、委託者委託者との連絡調整を行うこととの連絡調整を行うこと。
- (3)受託業務の実施に当たっては、随時、佐久合同庁舎等において打合せを行うこと。(オンライン可)
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、本仕様書に定めのない事項については、委託者 委託者と受託者が協議して決定する。